**編入の申出（法第１０条第３項）チェックポイント**

**つぎの要件のいずれかに該当する場合、農用地区域へ編入できる。**

　1号要件　　集団的に存在する農用地である。

□　　農用地を分断する鉄道、河川、道路、地形によって囲まれた農用地の広がりが１０ha以上ある。

□　　地域の農業者や農業委員会、土地改良区等の農業関係団体等からの意見を聞き農作業等への支障がないこと。

※1号要件を満たしていないと考えれる具体例

・分断要因と認められる県道バイパス等の整備によって、分断されてしまった農地。

・周囲が宅地、雑種地等に囲まれている。

・知事が指定する農業振興地域でない農地。

　2号要件　　土地改良事業等の施工に係る区域内の土地

□　　土地改良法施行後（昭和２４年）に実施された土地改良事業である。

□　　不可避受益地ではない。

※2号要件を満たしていないと考えれる具体例

・昭和２４年以前の耕地整理事業の受益地。

　3号要件　　１号及び２号要件の土地の保全・利用のために必要な施設の土地である。

□　　土地改良事業等の施行区域に接している土地である。

　4号要件　　２ha以上または１号及び２号要件の土地に隣接する農業用施設である。

□　　地域農業者又は農業団体が関連する農業用施設である。

　5号要件　　地域の特性に即した農業振興のために必要な土地である。

□　　産地形成の観点から確保する必要がある。

□　　優良農地の保全や一体整備等の観点から確保する必要がある。

※5号要件を満たしていないと考えられる具体例

・一体的な農業の振興を図る必要がないと判断される現況山林の土地。